

第七十一回国会 建設委員会 議 録 第十三号

昭和四十八年四月十九日(木曜日)

午後零時十一分開議

出席委員

委員長 服部 安司君

理事 天野 光晴君

理事 田村 良平君

理事 渡辺 栄一君

理事 福岡 義登君

理事 石井 一君

理事 堀山 静六君

理事 野中 英二君

理事 浜田 幸一君

理事 廣瀬 正雄君

理事 渡部 恒三君

理事 佐野 憲治君

理事 中村 茂君

理事 瀬崎 博義君

理事 新井 彬之君

理事 塚本 三郎君

出席國務大臣

建設大臣 金丸 信君

出席政府委員

建設大臣官房長 大津留 温君

建設省道路局長 菊池 三男君

委員外の出席者

建設委員会調査 室長 曾田 忠君

委員の異動

四月十九日

辞任

小沢 一郎君

下平 正一君

渡辺 惣蔵君

渡辺 武三君

補欠選任

羽田 孜君

阿部 昭吾君

佐野 憲治君

塚本 三郎君

同日

辞任

羽田 孜君

阿部 昭吾君

佐野 憲治君

塚本 三郎君

補欠選任

小沢 一郎君

下平 正一君

渡辺 惣蔵君

渡辺 武三君

本日の会議に付した案件

道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律案 (内閣提出第五十三号)

○服部委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案に対し、質疑の申し出もありませんので、これにて本案に対する質疑を終了いたします。

○服部委員長 この際、道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律案に対し、渡辺栄一君提出にかかる修正案及び福岡義登君提出にかかる修正案が、それぞれ提出されております。

道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律案に対する修正案(渡辺栄一君提出)

道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第一項中「昭和四十八年四月一日」を「公布の日」に改める。

道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律案に対する修正案(福岡義登君提出)

道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第一条中道路整備緊急措置法第二条第一項、第三条第一項及び第四条の改正に関する部分を次の

ように改める。

第一条中「緊急に」を「緊急かつ計画的に」、「自動車交通の安全の保持とその能率の増進とを図り、もつて」を「安全かつ円滑な道路交通の確保を図り、もつて国民の福祉の増進と」に改める。

第二条第一項中「昭和四十五年度」を「道路審議会の意見をきいて、昭和四十八年度」に、「政令で定める都道府県道その他の道路」を「道路法第五十六条に規定する建設大臣の指定する都道府県道及び市町村道」に改める。

第二条第二項中「行」を「行なう」に改め、同項に次の一を加える。

三 五箇年間に「行なうべき道路の整備に要する経費の見積額

第二条第五項中「前四項」を「前各項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項中、当該案のうち高速自動車国道に係る部分については運輸大臣及び経済企画庁長官に、その他の部分については経済企画庁長官を「関係行政機関の長」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 建設大臣は、前項第一号に掲げる事項を定めるに当たっては、環境の保全に配慮しなければならない。

4 建設大臣は、第一項の規定により道路整備五箇年計画の案を作成するに当たっては、都道府県知事が、建設省令で定めるところにより、市町村長の意見をきいて作成し、建設大臣に提出した資料を参照しなければならない。

第三条第一項及び第四条中「昭和四十五年度」を「昭和四十八年度」に改める。

附則第一項中「昭和四十八年四月一日」を「公布の日」に改め、附則に次の一項を加える。

3 道路法(昭和二十七年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第五十六条中「市道」を「市町村道」に、「第七十七条」を「又は第七十七条」に改め、「又は資源の開発、産業の振興、観光その他他の施策上特に道路を整備する必要がある」と認められる場合」を削る。

布の日」に改め、附則に次の一項を加える。

○服部委員長 提出者から順次趣旨の説明を求めます。渡辺栄一君。

○渡辺(栄)委員 道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律案に対する修正案趣旨を説明いたします。

ただいま議題となりました道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律案に対する修正案について、自由民主党を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

案文はお手元に配付してあります。御承知のとおり、政府原案では、この法律は、昭和四十八年四月一日から施行することとしておりますが、御説明申し上げるまでもなく、現在すでにその期日を経過しておりますので、これを公布の日から施行することに改めようとするものであります。

各位の御賛同をお願いいたします次第であります。

○服部委員長 次に、福岡義登君。

○福岡委員 道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律案に対する修正案の説明をいたします。

私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま議題となりました道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律案に対する修正案につきまして、提案の理由及び要旨について御説明申し上げます。

第一類第十二号 建設委員会議録第十三号 昭和四十八年四月十九日

建設委員会議録第十三号

昭和四十八年四月十九日

建設委員会議録第十三号

昭和四十八年四月十九日

建設委員会議録第十三号

昭和四十八年四月十九日

建設委員会議録第十三号

昭和四十八年四月十九日

建設委員会議録第十三号

申すまでもなく、道路は、国民生活に欠くことのできない基礎であります。しかしながら、道路が産業基盤、高度経済成長のための手段として採用され、自動車道路、産業幹線道路に偏狭したため、市町村道路等の、いわゆる生活道路整備の施策が非常に立ちおくれ、このため交通混雑の激化、交通事故の多発を招いております。

今日、わが国の経済情勢を見ますとき、これまでの高度成長、経済活動のあり方について、政策の転換が迫られておられることを考えるときに、道路行政のあり方についても、これまでのような狭義の産業基盤整備効率を追求した道路整備五カ年計画から公害の防止、自然環境の保全、無計画な大都市集中の防止などを前提とした市町村道路、生活道路優先の道路整備五カ年計画に根本的に改める必要があります。

以上のような観点から、社会党といたしましては道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律案に對しまして、修正案を提出することとした次第であります。

次に、この修正案の要旨について申し上げます。

まず第一に、法律の目的を改め、道路を緊急かつ計画的に整備することにより、安全かつ円滑な道路交通の確保をはかり、もって国民の福祉の増進と経済基盤の強化に寄与しようとするものであります。

第二に、道路整備五カ年計画の対象となる道路の範囲を高速度自動車国道及び一般国道並びに都道府県道及び市町村道に拡大すること。

第三に、五カ年計画に行なうべき道路整備に要する経費の見積り額を道路整備五カ年に定めるべき事項として加えること。

第四に、建設大臣は、道路整備五カ年計画案を作成するにあたっては、地方公共団体の長の意見を参酌しなければならないこと。

第五は、道路整備五カ年計画案の作成にあたっては、環境の保全に配慮しなければならないことと。

以上が、この修正案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○服部委員長 以上で両修正案の趣旨の説明は終わりました。両修正案について、別に発言の申し出もありません。

○服部委員長 これより本案及びこれに対する両修正案を一括して討論に付します。

討論の申し出がありますので、順次これを許します。大野明君。

○大野(明)委員 私は、自由民主党を代表して、ただいま議題となりました渡辺栄一君提出の道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律案に対する修正案及び修正部分を除く原案に賛成、福岡義登君提出の修正案に反対するものであります。

御承知のように、本法律案は、最近の交通混雑の激化、交通事故の多発等に見られるように、道路整備の立ちおくれが国民生活と経済活動に大きな支障を及ぼしているのに対処し、さらに今後とも予想される道路交通需要の増大に対応して、国民が将来にわたって豊かな生活を享受するため、高速度道路から生活道路としての市町村道に至るまで、系統的にかつ緊急に整備しようとするものであります。

本法律案による第七次道路整備五カ年計画は、以上の観点から策定されることは政府の説明等に徴しても明らかであるところであり、また計画の実施にあたっては、約一兆二千億円の投じ、環境の保全に配慮する等、本法律案は時宜に適したものであるとして賛意を表するとともに、福岡義登君提出による修正案については、道路整備五カ年計画の対象とする道路の範囲の拡大等、本法律案の母法である道路法の改正に関連する重要な問題を含んでいる等の理由により、反対するものであります。

(拍手)

○服部委員長 井上善方君。

○井上(善)委員 私は、福岡義登君提出の修正案

に對しまして賛成の意を表したいと存じます。このたびの緊急措置法改正案は、第七次道路整備五カ年計画の手段をつくる法律とも申すべきでございます。しかし、このたびの第七次五カ年計画の特徴をいたしまして、いままでと違って、建設大臣の説明によりまして、生活道路を優先させることに重点を置いたという御説明はございまして、しかしながら、生活道路は市町村道、県道を中心とするものであることは申すまでもござい

ませんが、その内容におきまして、この五カ年計画の財源を見てもみますときに、市町村道、県道等に對します財源はことに微々たるものであります。すし、かつまた地方の特定財源にいたしまして、さきの第六次の五カ年計画の財源よりもむしろ少ないという状況を示しておるのであります。しかも、地方自治体の一般財源に求める比率は第六次よりもはるかに増大しておるのであります。こういうようなことをやりますならば、地方自治体の財政を圧迫するのみならず、地方単独事業である道路事業は大きく後退せざるを得ないと私は確信いたします。そういう意味合いにおきまして、第七次五カ年計画の目標にうたがってあります生活道路優先というのは、これは半頭を掲げて肉を売るといふに似ておられる危険なところなのであります。

第二の理由といたしまして、五カ年計画の国費の負担分につきましては、先般の質問で明らかにいたしましたように、その財源措置が明確ではございません。いかなる方法でこの財源を求むのか、この点についての政府の答弁はまことに明確さを欠いておるといわなければならないのであります。これでありますれば、受益者負担あるいはまた増税という形で国民に負担を押しつけることは明らかであります。かかる意味からいたしまして、このたびの道路整備五カ年計画はたしてこの立ちおくれておる状況の中において十分な成果をあげるかといふことにつきましては、大きな疑問を持たざるを得ないと存じます。

したがって、この福岡義登君が提出してお

ります修正案を通すことによって、地方自治体の長の意見を参酌する。そしてまた財源も、明確に条文に書くことによつて財源の確保をいたしたい。このように考える次第であります。

したがって、原案につきましては遺憾ながら反対し、福岡義登君の修正案に對しまして賛成の意を表したいと存じます。(拍手)

○服部委員長 瀬崎博義君。

○瀬崎委員 私は、日本共産党・革新共同を代表して、政府提出の道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律案に對し、反対の討論を行ないま

第七次道路整備五カ年計画案の核心は、結局国土開発幹線自動車道の全区間七千六百キロメートルを昭和五十八年度までに供用することを目途に、おおむねその全線に着手し、計画期間内に約三千キロメートルの供用をはかる。また国土開発幹線自動車道七千六百キロメートルを延伸、補充する路線について調査を実施し、特に緊急を要する区間について着工する点にあることが、委員会審議を通じて疑問の余地なく明らかになったのであります。

しかも、この道路建設の基本方針は、自民党田中内閣がその政策の基礎とする日本列島改造論を具体化していく上で、先導的役割りを果たすものであります。地方中核都市、大規模工業基地、内陸工業地帯の予定地域を結合して建設される計画内容であることも明白になっております。

一方で、生活に密着した道路を中心に、市町村道や、安全確保のために改築を急がねばならぬ道路の整備は、この計画の中で二の次、三の次の位置づけしか与えられていません。

こうした第七次五カ年計画の生まれてくる背景には、昭和六十一年の国民総生産三百四兆円を目ざし、新全盛をはるかに上回る田中内閣の生産第一主義の基本政策が存在しています。そして、今般無制限に自動車の生産を許可し、モータリゼーションを生み出していることこそ、道路事情悪化の最大の要因であることが論証されているので

す。真に道路問題解決のためには、この根幹にメ

五カ年計画の対象となる道路の範囲を市町村道

最近では、道路の新設、改良が地域住民の生活

にまで広げるとしたことは、われわれも支持でき

あえて高速道路中心の道路整備計画に、財源の

以上、原案に対する反対討論と、社会党提出の

以下、文字どおり日常生活とかかわりの深い道路

〇服部委員長 北側義一君。御静粛に願いま

また、自動車大企業の生産販売への民主的統制

〇北側委員 私は、公明党を代表しまして、ただ

道路構造やルート決定は、何より安全第一に、

〇服部委員長 御静粛に願います。

生活環境との調和を基本に行なうこと、道路計画

〇北側委員 このように道路整備へ過剰投資が行

設は、国民福祉政策への逆行として反省が求めら

さらに、修正案におきましては、道路整備計画

の整備や、子供が安心して歩ける生活道路の整備

〇服部委員長 以上で討論は終局いたしました。

今日の交通渋滞は、道路整備のみでは解消いた

〇服部委員長 起立多数。よって、渡辺栄一君提

機能的な関係を保った国民生活優先の総合的な輸送

〇服部委員長 起立多数。よって、渡辺栄一君提

第四点として、第七次道路整備五カ年計画十九

〇服部委員長 起立多数。よって、渡辺栄一君提

次に、福岡義登君提出の同法律案に対する修正

〇服部委員長 起立多数。よって、渡辺栄一君提

に拡大した点であります。

〇服部委員長 起立多数。よって、渡辺栄一君提

して、その趣旨を御説明申し上げます。

案文はお手元に配付してありますが、その要旨は、

第一に、国の補助の対象となる地方道の範囲を拡大し、財源の確保をはかること。

第二に、道路整備五カ年計画の案の作成については、地方公共団体の長の意向を参酌すること。

第三に、道路計画の策定にあたっては、地域住民の意見を尊重し、環境の保全につとめること。

第四に、早急に交通危険個所の事故防止対策を講ずること。

第五に、老朽化した橋梁等を緊急に整備すること。

以上であります。

各位の御賛同をお願い申し上げます。

道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、この法律の施行に際しては、左の事項について適切な措置を講じその運用に遺憾なきを期すべきである。

記

一、地方道の整備を緊急に促進するため、国の補助の対象とする道路の範囲の拡大についてすみやかに検討するとともに、財源の確保についても特に配慮すること。

二、道路整備五カ年計画の案を作成するにあたっては地方公共団体の長の意見を参酌すること。

三、都市高速道路等の道路計画を策定するにあたっては極力地域住民の意見を尊重するとともに、道路構造の改善等について創意工夫をこらし良好な環境の保全に努めること。

四、交通危険個所の点検を引きつづき実施し事故防止施設を早急に整備するとともに、不測の事態の発生を未然に防止するため管理体制を強化すること。

五、老朽化等により道路の構造基準に適合しなくなつた橋梁等の構造物については、緊急に補修工事または改良工事を施工し交通の安全と確保

を図ること。
右決議する。

○服部委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

本動議に対し、別に発言の申し出もありませんので、これより採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○服部委員長 起立総員。よって、村田敬次郎君外一名提出のとおり附帯決議を付することに決しました。

この際、建設大臣より発言を求められておりますので、これを許します。金丸建設大臣。

○金丸国務大臣 本法案の御審議をお願いして以来、本委員会においては熱心な御討議をいただき、ただいま議決されましたことを深く感謝申し上げます。

審議中における委員各位の御高見につきまして、今後その趣旨を生かすようつとめるとともに、ただいま議決になりました附帯決議につきましても、その趣旨を十分に体して努力する所存でございます。

ここに、本法案の審議を終るに際し、委員長をはじめ委員各位の御指導、御協力に対し、深く感謝の意を表し、ごあいさついたします。ありがとうございます。(拍手)

○服部委員長 なお、おはかりいたします。

ただいま修正議決いたしました本案に対する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○服部委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○服部委員長 次回は、来たる二十五日水曜日午前十時理事会、午前十時三十分委員会を開くこととし、本日は、これにて散会いたします。
午後零時三十五分散会